

9月10日は「下水道の日」です

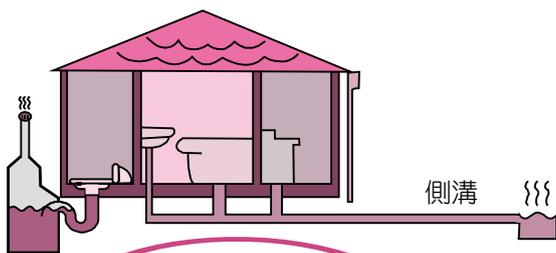
下水道へっなごう！

快適で豊かな生活環境を作り出し、私たちの大切な霞ヶ浦の自然を取りもどすために、下水道を整備しています。下水道が整備された地域では、台所やお風呂、トイレなどの排水を下水道に直接流せるように排水設備を設置し、下水道へつないでください。

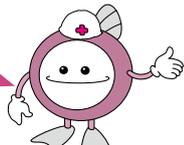
☎ 下水道課 (☎826-1111 内線2386)



つなぐ前

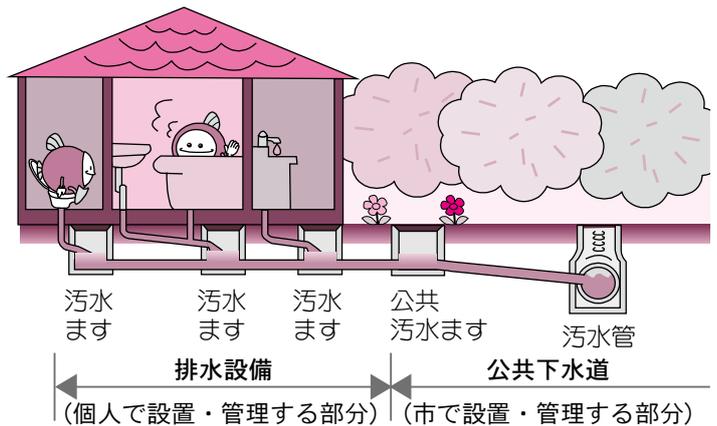


下水道につながないと
悪臭や霞ヶ浦の水質汚濁の原因となります。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

つないだ後



下水道が整備されたら早期の接続を

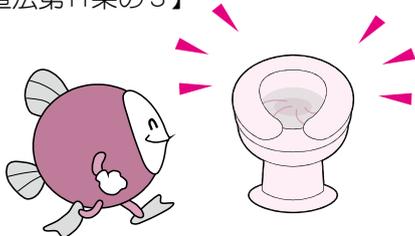
台所やお風呂、洗濯などの雑排水を道路の側溝や水路などに流している家庭は、できるだけ早く下水道に直接流す排水設備を設置しなければなりません。【下水道法第10条】

《浄化槽も改造工事を》

浄化槽を使用している家庭でも浄化槽を廃止して、下水道に直接流してください。

《くみ取り式トイレは3年以内に水洗トイレに》

くみ取り式トイレをご使用のご家庭は、3年以内に下水道へ直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。【下水道法第11条の3】



排水設備(水洗化)工事は指定工事店で

宅内の排水設備工事は、一定の技術基準に沿って正しく行われないと詰りの原因となったり、適切な事務手続きを行わないと使用料などのトラブルが生じたりします。必ず市に登録された「指定工事店」へお申し込みください。

下水道に流してはいけないもの

- ティッシュペーパー、衛生用品など
- 天ぷら油、ラードなどの油類
- 高濃度の薬品類
- ガソリン、灯油、シンナーなどの可燃物 など



これらは、下水道管の詰りや損傷の原因となったり、下水道処理場での汚水処理に大きな負担となります。

工事費の一部を補助します

下水道が整備され、利用が可能となった日から3年以内に次の工事をする方に、工事費の一部を補助します。

補助の対象となる工事／

- くみ取り便所から水洗便所に改造し、下水道に接続する工事
- 浄化槽を廃止し、下水道に接続する工事

対象者／下水道事業受益者負担金、市税の滞納のない方
補助金額／接続工事費の2分の1。ただし、限度額は4万円(千円未満は切捨て)

※詳しくは、お問い合わせください。

農業集落排水事業

農業集落排水事業区域の皆さんにも早期の接続をお願いします。

詳しくは、耕地課までお問い合わせください。

☎ 耕地課 (☎826-1111 内線7614)